

令和4年度 第3回二宮町地域公共交通活性化協議会 次第

日 時：令和5年1月27日（金）

午前10時00分より

場 所：二宮町役場3階 第1委員会室
（オンライン併用（Zoom））

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 二宮町地域公共交通計画の策定について | 【承認事項】 |
| (2) 二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について | 【承認事項】 |
| (3) 地域公共交通計画策定に伴うアンケート調査について | 【承認事項】 |
| (4) への♥バスの利用促進策と今後の検討について | 【承認事項】 |
| (5) 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について | 【承認事項】 |
| (6) 令和4年度歳入歳出補正予算（案）について | 【承認事項】 |
| (7) 令和5年度歳入歳出予算（案）について | 【承認事項】 |
| (8) その他 | |

4. 閉会

事前配布資料

- ・資料1：二宮町地域公共交通計画の策定について
- ・資料2：二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱改正（案）
- ・資料3：地域公共交通計画策定に伴うアンケート調査について
- ・資料4：への♥バスの利用促進策と今後の検討について
- ・資料5：令和4年度地域公共交通確保維持改善事業 事業評価（案）
- ・資料6：令和4年度歳入歳出補正予算（案）
- ・資料7：令和5年度歳入歳出予算（案）
- ・参考資料：『令和4年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿』
『二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱』
『二宮町附属機関が開催する会議の公開に関する要綱』

当日配布資料

- ・『令和4年度 第3回二宮町地域公共交通活性化協議会 席次表』

二宮町地域公共交通計画の策定について

1.はじめに

- 昨年11月に書面で開催した第2回協議会でも協議させていただいたとおり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化法」と言う。）に規定されている「地域公共交通計画」を令和5年度中に策定します。
- 策定にあたっては、設置要綱改正後の本協議会において、計画の内容について協議を行います。（設置要綱改正の詳細については、資料2を参照）

2.計画の構成について

- 現時点では、本計画は次のとおりの構成になる予定です。
 - ・計画の区域・期間
 - ・地域公共交通の現状・課題
 - ・計画の基本方針
 - ・実施事業・実施主体
 - ・計画の目標
 - ・計画の達成状況の評価
- 近年、高齢化に伴い自宅からバス停までの移動も困難な高齢者や障がい者等が増加しているため、本計画は、福祉的な視点を含めた新たな交通施策を今後検討していく際のロードマップのような内容になることを想定しています。
- なお、上記に加えて、二宮町コミュニティバスの運行費用に対して交付されている「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を令和6年度以降も継続して受けるためには、従来「生活交通確保維持改善計画」に記載していた事項の一部を「計画別紙」として策定・提出する必要があります。

3.計画策定のスケジュールについて

- 策定に係るスケジュールは別紙のとおり
- まずは、地域公共交通の現状・課題を把握するため、年度内に開催予定の「通いの場」で参加者に聴き取りを行うとともに、4～5月には、無作為抽出のアンケート調査及びコミュニティバス利用者向けのアンケート調査を行うことを検討しています。（各アンケート調査の詳細については、資料3を参照）
- 本協議会における協議のスケジュールは次のとおりとなる予定です。
 - ・第1回（6月頃）：地域公共交通の現状・課題を踏まえた基本方針について協議
 - ・第2回（9月頃）：基本方針を踏まえて作成した計画素案について協議
 - ・第3回（1月頃）：パブリックコメントで計画素案に寄せられた意見を踏まえ作成した計画案について協議

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、<u>地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議</u>を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(3) <u>地域公共交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等</u>を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) <u>連携計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) <u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(3) <u>連携計画</u>に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4)～(6) 略</p>

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、~~地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等~~地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) ~~連携計画~~地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) ~~連携計画~~地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) ~~連携計画~~地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 町が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の

代表

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。

3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

8 第5項及び第6項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合には、委員に書面を送付し協議することをもって、会議に代えることができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「書面により提出される委員意見」とする。

9 会議は原則として公開とする。

10 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項に関して必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、政策部企画政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年●月●日から施行する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年5月25日号外法律第59号)

最終改正: 令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容: 令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

(地域公共交通計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「地域公共交通計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通計画の区域

三 地域公共交通計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

六 計画期間

七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 第三十七条の規定による資金の確保に関する事項

二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項

三 観光の振興に関する施策との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

4 第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

5 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

6 地域公共交通計画は、都市計画、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。

9 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して二以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。

10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県(当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。)並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。

12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

13 第七項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。

(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

地域公共交通計画策定に伴うアンケート調査について

1. アンケートの概要・目的

- 地域公共交通計画の策定にあたり、4～5月に無作為抽出のアンケート調査及びこのバス利用者向けのアンケート調査を実施します。
- 従来は無作為抽出のアンケートのみの実施でしたが、回答者のうち7割以上の方がこのバスを全く利用していないことから、より詳しく利用実態を把握するため、別途このバス利用者向けのアンケート調査を行います。

2. 無作為抽出アンケート調査について

- 町民から無作為に抽出した1,000名に調査用紙を郵送し、郵送による回答を依頼します。
- 無作為抽出アンケート調査の目的は次のとおり。
 - ①町域全体の地域公共交通の実態や課題について調査する
 - ②地域公共交通に関する町民の意識について調査する
 - ③新たな交通施策の必要性について調査する
 - ④調査を通じて、地域公共交通の乗り支え意識の啓発やこのバスの周知を行う
- 調査内容は、前回アンケート（別紙1）に修正を加え作成することを検討

【主な別紙1の修正の方向性（案）】

- ・ 1ページ目の調査趣旨・過去のアンケートの概要の記載が長い
⇒調査趣旨は簡潔な記載とし、過去のアンケートの概要の記載は削除。
代わりに、「コミュニティバス」「デマンド交通」等の用語解説を追加。
- ・ 前回、質問2「最寄りバス停までの距離」の未回答割合が高かった（2割程度）
⇒レイアウト的に回答欄を見落としやすかったため、質問を分離して見やすくするとともに、記述式から回答が簡単な選択式に変更
- ・ 前回、「Ⅱ 日常の外出について」の各質問がコロナ前後それぞれの状況について問う形式で、煩雑になっており、空欄での提出も見られた
⇒単純に現在の状況のみを問う形式に変更
- ・ 「Ⅲ 公共交通の利用頻度について」は、前述のとおりこのバスを利用しない人が多く、利用実態の調査として意義が薄い
⇒各質問を削除（従前の質問はこのバス利用者向けアンケート調査で行う）
- ・ 福祉的な視点を含めた新たな交通施策について問う質問を追加

3. このバス利用者向けアンケート調査について

- このバスの利用実態把握のため、5月頃に町職員がこのバスに乗り込み車内で調査用紙を配布・回収する方式で調査を実施します。（混雑時間帯は、主要なバス停で配布・回収することを検討）
- 2～3分で回答が終わるよう、質問項目は少なく、内容も簡潔なものにします。

現時点での素案は別紙2のとおり。

- 新たな交通施策に関する意見調査（「にのバスを廃止してデマンド交通を導入するのと、にのバスの継続だとどちらが良いか」等）のため、秋頃に第2回のにのバス利用者向けのアンケートを実施することについても検討中です。

4. アンケートに係る意見照会について

- アンケートに係る調査項目や実施方法等について、協議会委員の皆様にご意見を照会します。

【回答方法】

- ・ 別紙3の回答票に意見をご記入ください。
- ・ 提出方法：メール、FAX、郵送
- ・ 提出先：二宮町政策部企画政策課企画調整班 竹内、日高
MAIL：kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp
FAX：0463-73-0134
住所：〒259-0196 二宮 961 番地
- ・ 提出期限：2月17日（金）

- アンケート調査は地域公共交通計画策定にあたっての重要な基礎資料となるため、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

「二宮町地域公共交通アンケート調査」について

平素より、町政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて二宮町では、平成23年8月より、町民と関係機関が一体となって町の公共交通について検討を行う『二宮町地域公共交通活性化協議会』を設置し、平成25年3月には『二宮町地域公共交通計画』を策定しました。この計画に基づき、本アンケートを行っております。

今後さらなる人口減少や高齢化に対応するために、住民の日常生活の外出状況や公共交通の利用状況、生活における課題などを把握し、5年後、10年後の未来を見据えた公共交通のあり方について町民の皆様の意見を伺うことを目的に、本アンケートを実施します。

調査の趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

- 対象者…令和2年11月30日現在の住民基本台帳から、満18歳以上の性別・年代を均等に、1,000名の方を無作為に選ばせていただきました。
- 無記名です…ご回答いただいた内容は統計的に処理し、皆さまにご迷惑をおかけすることは一切ありません（お名前をご記入いただく必要はありません）。

令和2年12月

地域公共交通とは

地域公共交通とは、地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を訪問する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関を指します。

地域公共交通の充実とは、様々な人々に対して利用しやすい移動手段を提供することです。その結果、生活しやすいまち、高齢者や障がい者が外出しやすいまちが形成されることとなります。

しかし、車社会の普及や人口減少により、地域公共交通の利用者が減少し、民間の交通事業者の経営がなりたたなくなることで、路線バスなどの撤退につながっています。

過去のアンケートの概要

平成28年1月「平成27年度 公共交通利用意向アンケート」

デマンドタクシー（にのタク）の運行エリアとなっている富士見が丘1～3および松根地区は、自治会配布、自治会回収として全戸配布しました。

富士見が丘・松根地区 1,362世帯配布、893票回収

その他の地区では、800世帯配布（無作為抽出）、441票回収

最もよく利用されている交通手段は「クルマ（自分で運転）」であり、「クルマ（家族等の送迎）」を含めると1,043人（82.5%）の方がよく利用すると回答しています。一方、「路線バス」は382人（30.2%）であり、マイカー依存の高さが伺えます。

平成23年9月「公共交通（鉄道・バス・タクシー等）に関する町民アンケート」

1,000世帯配布（無作為抽出）、448世帯（905票）回収

将来、高齢となった際の日常生活の移動に対して、「不安を感じている」と回答した人が241人でした。また、今後、歳をとり、身体が衰えたときの移動手段は、「公共交通を利用する」と回答した方が240人であり、4割以上の方が、将来の移動手段に不安があり、公共交通に期待を持っているという結果でした。

【お問い合わせ先】：二宮町地域公共交通活性化協議会（二宮町政策総務部企画政策課）

電話 0463-71-3312 FAX0463-73-0134 E-mail kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

I 回答するご本人について

質問1 年齢について選択してください。(1つだけに○)

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代
6. 60～64歳 7. 65～69歳 8. 70～74歳 9. 75～79歳 10. 80歳以上

質問2 ご自宅の地区(1つだけに○)及び最寄りバス停までの距離について選択してください。

1. 一色 2. 緑が丘 3. 百合が丘1丁目 4. 百合が丘2丁目 5. 百合が丘3丁目
6. 中里 7. 元町北 8. 元町南 9. 富士見が丘1丁目 10. 富士見が丘2丁目
11. 富士見が丘3丁目 12. 松根 13. 上町 14. 中町 15. 下町 16. 梅沢
17. 越地 18. 茶屋 19. 釜野 20. 川匂

❖最寄りバス停まで自宅から歩いて約 分(□数字を記入)

質問3 自由に使える交通手段は何ですか。(複数可)

1. 自動車 2. バイク・原付 3. 自転車 4. ない 5. その他
()

質問4 免許の返納制度についてお伺いします。(1つに○)

1. 制度は知っているが、返納していない 2. すでに免許は返納している 3. 制度自体を知らない

質問5へ

質問6へ

質問5 質問4で1を選択した方に伺います。免許を返納しない理由は何ですか。(1つに○)

1. 返納を考えている(歳ごろの予定)
2. 買い物などの日常生活に支障をきたすため(通勤・通学などは除く)
3. 趣味の活動等が制限されるため 4. いざという時に運転ができないと不安のため
5. 問題なく運転できるため 6. その他()

(参考：免許返納した場合の特典)

町内在住で、運転免許証返納後1年以内の方には、1回に限りコミュニティバスの割引券(二ノ手形：100円引き)12ヶ月券を無料で差し上げています。

詳細は、都市整備課 計画指導班(Tel71-5956)へお問合せください。

※ コミュニティバスの運行ルート・時刻表はこちら

http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/16/komibasuzikokuhyou_200330.pdf



II 日常の外出について

※質問6～9、13は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後（目安として、「コロナ前」：令和元年、「現在」：回答日現在）のそれぞれの状況についてご回答ください。

質問6 「通勤・通学」「買い物・通院」「趣味・その他」の時のそれぞれの移動手段と外出頻度についてお伺いします。①～③の状況に応じ、外出頻度は、回答グループAの中から1つ、移動手段は、主に利用するものを回答グループBの中から1つ選んで、表に番号を記入してください。

	①「通勤・通学」の場合		②「買い物・通院」の場合		③「趣味・その他」の場合	
	コロナ前 (令和元年)	現在	コロナ前 (令和元年)	現在	コロナ前 (令和元年)	現在
外出頻度 (Aから 選択)						
主な移動 手段 (Bから 選択)						

回答グループA（外出頻度）（1つ選択）

1. ほぼ毎日（土日含む）
2. 平日は、ほぼ毎日
3. 週に3～4日
4. 週に1～2日
5. 1ヶ月に数日
6. 行かない

回答グループB（主な移動手段）（1つ選択）

1. 徒歩（車椅子を含む）
2. 自転車
3. バイク・原付
4. タクシー
5. 自家用車
6. バス（コミュニティバスを除く）
7. コミュニティバス（この❤️バス）
8. 鉄道
9. その他（ ）

質問7 外出について困難だと思うことはありますか。（表に番号を記入してください。複数可）
 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後で回答が異なる場合は、それぞれ次の質問（質問8、質問9）をご回答ください。

1. 困難は感じていない -----> 質問8へ
2. 身体的な理由で外出が困難な状況である（体力的にきつい・杖の使用・介助が必要など）
3. 自宅から鉄道駅やバス停留所までが遠いため
4. 利用できるバス停留所があっても運行本数が少ない・行き先が目的に合わない
5. 通常のタクシーやバス等を利用できるが、料金が高い
6. 外出する時間の余裕がない -----> 質問9へ
7. 新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある
8. その他（ ）

コロナ前（令和元年）	現在

質問8 質問7で1を選択した方にお伺いします。困難を感じていない理由は何ですか。(表に番号を記入してください。複数可)

1. 自分で自動車等を運転できるため
2. 家族等に送迎等をしてもらえるため
3. 外出時の公共交通で不便を感じることがないため
4. その他 ()

コロナ前 (令和元年)	現在

質問9 質問7で2~7を選択した方にお伺いします。どの程度、困難だと感じていますか。(表に番号を1つ記入してください)

1. 多少困っているが、外出はできている
2. 時々しか外出ができないほど困っている
3. 外出がほとんどできていないため、生活をする上でとても困難である
4. 全く外出ができていないため、他市町村に引っ越しを考えている
5. その他 ()

コロナ前 (令和元年)	現在

質問10 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出を自主的に制限していますか。(1つに○)

1. ほとんど制限している
2. 時々制限している -----▶ 質問11へ
3. 制限していない
4. その他 ()

質問11 質問10で1~2を選択した方にお伺いします。外出の制限により生活に悪影響が生じていると感じていますか。(1つに○)

1. かなり悪影響が生じている
2. 少し悪影響が生じている
3. 悪影響は生じていない
4. その他 ()

Ⅲ 公共交通の利用頻度について

質問12 二宮町コミュニティバス (にの♥バス) をご存じですか。(1つに○)

1. 知っている -----▶ 質問13・14へ
2. 知らない -----▶ 質問15へ

質問13 質問12で1を選択した方に伺います。二宮町コミュニティバス (にの♥バス) をどのくらい利用していますか。(表に番号を1つ記入してください)

1. ほぼ毎日
2. 週3~4日
3. 週1~2日
4. 月1~3日
5. 年1~10日
6. 利用なし
7. その他 ()

コロナ前 (令和元年)	現在

二宮町コミュニティバス 利用者アンケート

二宮町役場企画政策課です。

いつも二宮町コミュニティバスをご利用いただきありがとうございます。

コミュニティバスをより良くするため、アンケートにご協力をお願いします。

※ 当てはまる選択肢の□に✓をお願いします。

性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他・未回答
年齢	<input type="checkbox"/> 10歳代・20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳～65歳 <input type="checkbox"/> 66～69歳 <input type="checkbox"/> 70～74歳 <input type="checkbox"/> 75歳～79歳 <input type="checkbox"/> 80～84歳 <input type="checkbox"/> 85歳以上
お住まいの地区	<input type="checkbox"/> 一色 <input type="checkbox"/> 緑が丘 <input type="checkbox"/> 百合が丘1丁目 <input type="checkbox"/> 百合が丘2丁目 <input type="checkbox"/> 百合が丘3丁目 <input type="checkbox"/> 中里 <input type="checkbox"/> 元町北 <input type="checkbox"/> 元町南 <input type="checkbox"/> 富士見が丘1丁目 <input type="checkbox"/> 富士見が丘2丁目 <input type="checkbox"/> 富士見が丘3丁目 <input type="checkbox"/> 松根 <input type="checkbox"/> 上町 <input type="checkbox"/> 中町 <input type="checkbox"/> 下町 <input type="checkbox"/> 梅沢 <input type="checkbox"/> 越地 <input type="checkbox"/> 茶屋 <input type="checkbox"/> 釜野 <input type="checkbox"/> 川匂
ご自宅からコミュニティバスのバス停までの所要時間	<input type="checkbox"/> 徒歩5分以内 <input type="checkbox"/> 徒歩5分～10分 <input type="checkbox"/> 徒歩10分～15分 <input type="checkbox"/> 徒歩15分以上
コミュニティバスを利用する目的 (3つまで選択可)	<input type="checkbox"/> 通勤・通学 <input type="checkbox"/> 買い物・食事 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 習い事・趣味 <input type="checkbox"/> 公共施設(役場・ラディアン等)利用 <input type="checkbox"/> その他()
もしコミュニティバスが無かったら、外出にどの交通手段を利用しますか？ (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 路線バス(神奈中バス) <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> 自動車(自分で運転) <input type="checkbox"/> 自動車(家族等に送迎してもらう) <input type="checkbox"/> バイク・原付 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 手段なし(歩くしかない) <input type="checkbox"/> その他()
コミュニティバスに関して要望したいことはありますか？ (2つまで選択可)	<input type="checkbox"/> 運行便数を増やす <input type="checkbox"/> 土日祝も運行する <input type="checkbox"/> 運行ルートを伸ばす(伸ばして欲しい場所:) <input type="checkbox"/> バス停の数を増やす <input type="checkbox"/> 交通系ICカード(スイカ・パスモ等)を導入する <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 特に要望はない

ご協力ありがとうございました。

本紙は、バスに乗っている町役場職員にお渡しください。

アンケートに係る意見照会 回答票

アンケートに係る調査項目や実施方法等について、協議会委員の皆様にご意見を照会します。アンケート調査は地域公共交通計画策定にあたっての重要な基礎資料となるため、ぜひ御意見くださるよう、お願いいたします。

1. 無作為抽出アンケート調査（別紙1を基に作成予定）について

別紙1の修正すべき箇所・追加すべき質問、無作為抽出アンケート調査の実施方法等について、御意見・御提案等があればご記載ください。

2. へのバス利用者向けアンケート調査（別紙2）について

別紙2の修正すべき箇所・追加すべき質問、へのバス利用者向けアンケート調査の実施方法等について、御意見・御提案等があればご記載ください。

3. その他

アンケート調査に関して、御意見・御提案等があればご記載ください。

【回答方法】

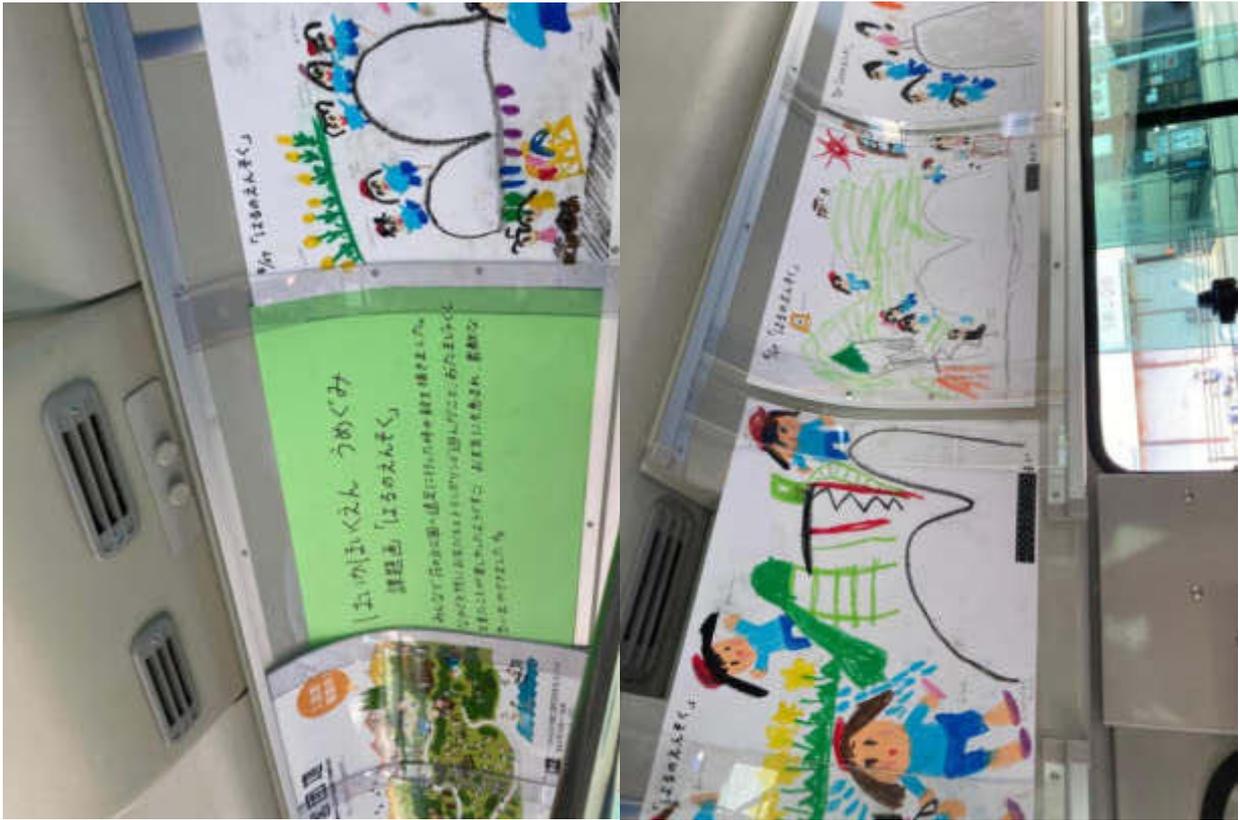
- ・提出方法：メール、FAX、郵送
- ・提出先：二宮町政策部企画政策課企画調整班 竹内、日高
MAIL：kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp
FAX：0463-73-0134
住所：〒259-0196 二宮 961 番地
- ・提出期限：2月17日（金）

にの❤️バスの利用促進策の報告と今後の検討について

昨年度第2回協議会で議論した利用促進策に、新規の利用促進策を加え、計5事業を実施しました。実施結果について報告を行うとともに、実施結果を踏まえた令和5年度の方針(案)について、協議をお願いします。

利用促進策	令和4年度実施結果	令和5年度方針(案)
①高齢者を対象としたお試し乗車	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の通いの場」のメニューとして登録し、地区からの要望に応じて講座を実施した。 ・令和4年度は、2～3月に予定されている地区も含めて計7回実施。 ・講座ではにのバスを使った具体的なお試しコースを提案するとともに、回数券を渡した。 ・1回の講座で約30人に対して回数券を配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増のためには、町民の方々の生活のサイクルの中ににのバスの利用を組み込んでもらう必要があるため、直接具体的なコースを提案できる機会は重要。 ・令和5年度も継続して取り組む。
②園児、児童等を対象とした乗車練習	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の保育園に対し、乗車練習として遠足(主に吾妻山公園を想定)でにのバスを利用するメニューを提案したが、にのバスを利用した遠足は実施されなかった。 ・乗車定員とクラスの人数の関係上、他の保育園や、幼稚園・小学校への提案は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・にのバスを用いた遠足は実施されなかったが利用者数が伸び悩む中学生以下への啓発は重要。 ・来年度は引き続き保育園への提案を行うとともに、他の保育園や、幼稚園・小学校への啓発活動も検討する。
③幼稚園児・保育園児による絵画等の車内展示	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園で作成した絵画等を一定期間にのバス車内に展示することを、年度当初の保育園の園長会議で提案した。 ・保育園2園が計45日間にわたって絵画を展示した。(別紙1) ・また、保育園から保護者向けに周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施による効果は測定できていないが、実施に係るコストが僅少なため、令和5年度も継続して取り組む。 ・まずは、令和5年度も年度当初の園長会で周知する。
④二宮西中学校への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍以降、中学生以下の利用が伸び悩んでいるため、二宮西中学校の生徒向けに、登下校でのにのバス利用を推奨するプリント(別紙2)を作成した。 ・1月中旬の入学者説明会でプリントを配布するとともに、在校生(1・2年生)に対しても同時期に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍以前は一定数の中学生の利用があり、取り組みにより今後の利用者増が見込めるため、取り組みを継続する。 ・令和4年度と同様、毎年1月の入学者説明会で配布するとともに、在校生にも同時期に配布する。
⑤ Googleマップへの情報掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・町外から来た方や若年層向けに、Googleマップでにのバスを用いた経路検索が可能になるよう、情報を掲載した。(1月～)(別紙3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回程度は運休日の再設定が必要のため、引き続き情報を更新していく。

【別紙1】③幼稚園児・保育園児による絵画等の車内展示の様子



二宮西中学校の生徒の皆さんへ

にの♡バスに乗ろう！！



©東京ハイジ/二宮町



「にの♡バス」は、町内を循環する二宮町のコミュニティバスで、釜野、中里、百合が丘方面から二宮西中学校に通学する生徒の皆さんも、通学時に利用することができます。

コミュニティバスを利用すれば、安心・安全・便利に通学することができますので、ぜひご利用ください。

【こんな場面で便利！】



【通学時間の短縮に】



【雨の日の通学に】



【部活動の帰りに】



【乗車中に勉強も！】

【中学生運賃】100 円／回 ※現金のみ使用可。交通系 IC カード使用不可。

【回数券・割引手形】回数券や手形を利用して、お得に「にの♡バス」に乗ろう！！

回数券

■券種・金額 ※現金のみで購入可能

・100 円券 24 枚綴り(2,400 円分)
を 2,000 円で購入できます。



利用期限がないので、時々
乗りたい人に便利！

ニーノ手形

■券種・金額 ※現金のみで購入可能

手形の有効期間中、中学生は無料で乗り放題！！

・6ヶ月券：3,000 円

・12ヶ月券：5,000 円

週に 1 回(往復)乗ると6ヶ月券
で 1,800 円お得になるよ！



- 回数券・手形の販売場所
神奈中二宮駅前サービスセンター
月・水・金曜日(祝日含む)
11:30~12:30 13:30~19:00



神奈中二宮駅前
サービスセンター

時刻表・ルート図(団地中央～川勾神社入口抜粋)

【行き】(百合が丘、中里、釜野方面→二宮西中学校)

ルート図

団地中央→川勾神社入口(左循環)

バス停(山西小経由)	朝便
団地中央	8:00
南4号前	8:01
南5号前	8:02
中里2丁目	8:03
釜野隧道	8:04
山西小学校前	8:05
釜野交差点東	8:05
山西プール前	8:06
川勾神社入口 (二宮西中学校最寄り)	8:07



二宮西中学校

【帰り】(二宮西中学校→釜野、中里、百合が丘方面)

川勾神社入口→団地中央(右循環)

バス停(山西小経由)	5便	夕方便	バス停(峠公園経由)	3便	7便
川勾神社入口 (二宮西中学校最寄り)	13:51	18:36	川勾神社入口 (二宮西中学校最寄り)	10:51	16:51
山西プール前	13:52	18:37	山西プール前	10:52	16:52
釜野交差点東	13:53	18:38	—	—	—
山西小学校前	13:54	18:39	釜野橋	10:52	16:52
釜野隧道	13:54	18:39	百合が丘坂下	10:53	16:53
中里2丁目	13:55	18:40	峠公園	10:55	16:55
南5号前	13:56	18:41	南5号前	10:56	16:56
南4号前	13:57	18:42	南4号前	10:57	16:57
団地中央	14:00	18:45	団地中央	11:00	17:00

※川勾神社入口の右循環バス停は、ポールがありませんので、左循環バス停のポールの向かい側でお待ちください。

回数券や手形、全体の時刻表・ルート図及び乗り方など、その他コミバスの詳細は、「二宮町コミバス」で検索！

二宮町コミュニティバス

コミュニティバスの乗り方



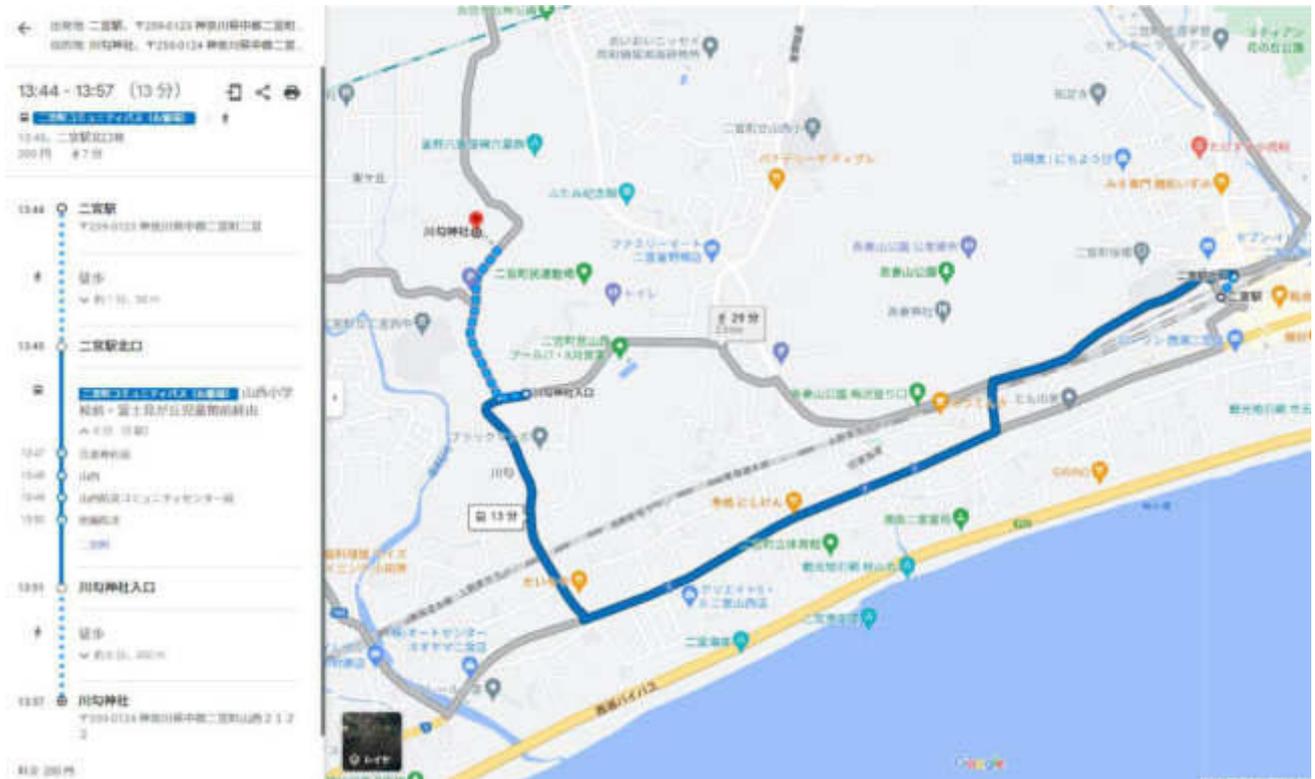
事務担当:二宮町 都市整備課 計画指導班

Tel:0463-71-5956

Mail:toshi@town.ninomiya.kanagawa.jp

【別紙3】⑤Google マップへの情報掲載

- ・ 検索例① 電車で二宮駅に来た観光客が川勾神社に参拝しに行く場合



- ・ 検索例② 富士見が丘に住んでいる方が井上整形外科さんに通院する場合



令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画/生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 二宮町地域公共交通活性化協議会

評価対象事業: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①運行事業者	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
<p>神奈川中央交通西株式会社</p>	<p>地域内交通を確保・維持する取り組みの一つとして、交通空白地域を通り、地域間幹線系統や鉄道駅を接続させる、定時定路線・町内循環型のコミュニティバスを平成29年10月から運行している。この事業により交通空白地域に住む方の生活の足を確保するとともに、町民全体の地域公共交通に対する意識向上にも繋げている。</p>	<p>利用促進策として、地域住民が集まる「地域の通いの場」においてコミュニティバスを使った具体的なお試しコースを提案するとともに、回数券を配布する取組みを行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響や、高齢化等今後の町の状況の変化に対応し、目標値の検証も踏まえ、地域公共交通活性化再生法に規定する地域公共交通計画の策定の検討を進め、令和6年3月までに策定することとした。</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった</p> <p>B</p> <p>子どもを対象としたお試し乗車としてコミュニティバスを遠足に利用することを一部の保育園に提案したが、コロナウイルスの感染拡大の影響や園側のスケジュールの都合もあり、実現に至らなかった。</p>	<p>事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった。</p> <p>【乗車人数】 目標: 100人/日 実績: 80.9人/日 分析: 前年度比で約12%増加しており、コロナ前(令和元年度)と比較しても約4%増加しているが、目標値には届いていない。コロナ前と比較すると中学生以下の乗車人数が大幅に減少していることが原因と思われる。</p> <p>【手形及び回数券購入】 目標: 310人 実績: 278人 分析: 前年度比で約24%増加しているものの、目標値には届いていない。利用者に十分に制度が周知されていないことが原因と思われる。</p>	<p>・手形や回数券の制度の周知を含め、「地域の通いの場」における啓発を継続する。</p> <p>・子どもに向けた啓発としては、保育園に対しコミュニティバスを遠足に利用することを引き続き提案するとともに、中学校で登下校にコミュニティバスを利用することを推奨するプリントを配布する。</p> <p>・新たな法定の地域公共交通計画を策定するため、町民アンケートを通じた公共交通の課題把握や、施策の検討を進める。</p>

地方運輸局等における二次評価結果(関東運輸局)

(協議会による一次評価の際は記入不要)

資料5

事業実施と地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名:	二宮町地域公共交通活性化協議会
-------	-----------------

評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
----------	----------------------

地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	地域公共交通の目標「誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けることができる公共交通体系」 高齢者が増える将来においても、公共交通と他の交通(自家用車等)との連携により、誰もが移動手段を確保することができる公共交通体系を目指す。また、財政的にも持続可能な公共交通体系・仕組みづくりを行う。
-----------------------------	---

令和4年度 二宮町地域公共交通会議 (神奈川県二宮町) (地域内フィーダー系統確保維持事業)

地域の公共交通等の現況・課題

二宮町においては、JR東海道線本線の二宮駅と、国道1号と県道71号(秦野二宮線)を軸とした路線バスを中心に、タクシー、コミュニティバス等により構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、駅や大規模商店、病院などを利用する町民の日常生活機能を担う中で、特に車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な交通として機能している。しかし、人口減少と自家用車の普及により、二宮町の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による路線の縮小など、運行に様々な問題が発生している。

交通計画の基本的な方針／定性的な目標

地域公共交通の目標「誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けることができる公共交通体系」
高齢者が増える将来においても、公共交通と他の交通(自家用車等)との連携により、誰もが移動手段を確保することができる公共交通体系を目指す。また、財政的にも持続可能な公共交通体系・仕組みづくりを行う。

目標を達成するために行う事業の今年度実施状況

交通空白地域を中心とした移動手段として、コミュニティバスとデマンドタクシーを導入し、運行させた。このうちデマンドタクシーは導入地域から不評であり、財政的にも効率的と言えなかったため、平成29年9月末をもって休止とし、代わりにコミュニティバスを町循環型に改編した。その際、バリアフリーに対応した新たな車体を購入し、車体ペイントを施すなど、多くの町民から利用され、関心が持たれる工夫をした。また、利用状況を細かく把握できるよう、乗降データが蓄積できるシステムも搭載したほか、割引手形なども導入した。さらに、令和5年度からは、コミュニティバスルートの見直しにより、利便性を向上させるため商業施設までルート延伸を実施することとなっている。

補助対象事業の概要

地域内交通を確保・維持する取り組みの一つとして、交通空白地域を通り、地域間幹線系統や鉄道駅を接続させる、定時定路線・町内循環型のコミュニティバスを平成29年10月から運行している。この事業により交通空白地域に住む方の生活の足を確保するとともに、町民全体の地域公共交通に対する意識向上にも繋げている。

【コミュニティバス「にの♡バス」】←補助事業

事業者名:株式会社神奈川中央交通西

運行系統:二宮町コミュニティバス1(右循環)11.4km、二宮町コミュニティバス1(左循環) 11.8km、二宮町コミュニティバス2(右循環)10.9km、二宮町コミュニティバス2(左循環)11.3km、二宮町コミュニティバス3(朝便) 5.6km、二宮町コミュニティバス4(夕方便) 16.8km

運行日:月曜～金曜(祝日、年末年始運休)

運行時間帯:8時00分～18時31分

運行本数:9便/日(ただし、朝便及び夕方便は補助対象外)

運行車両:ノンステップバス

運賃:大人200円、子ども(中学生以下) 100円、障がい者100円※未就学児無料



面積	9.08km ²
人口 (R4.4.1時点)	28,042人
15歳未満	2,769人
65歳以上	9,764人
高齢化率	34.8%

交通計画の計画期間

現行の計画(地域公共交通総合連携計画):平成25年度～令和5年度

※地域公共交通計画は令和5年度中に策定予定。

協議会開催状況

(令和4事業年度に係るもの)

・令和3年6月22日
R4事業年度フィーダー計画等について

・令和5年1月27日
R4事業評価等について

前回の事業評価結果の反映状況

利用促進策として、地域住民が集まる「地域の通いの場」においてコミュニティバスを使った具体的なお試しコースを提案するとともに、回数券を配布する取組みを行った。
また、新型コロナウイルス感染症の影響や、高齢化等今後の町の状況の変化に対応し、目標値の検証も踏まえ、地域公共交通活性化再生法に規定する地域公共交通計画の策定の検討を進め、令和6年3月までに策定することとした。

定量的な目標・効果

【評価指標・目標値】

- コミュニティバス乗車人数 令和4年 100人/日 令和5年 100人/日 令和6年 100人/日
- 乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者
令和4年 310人 令和5年 320人 令和6年 320人
- 外出が週1回未満の高齢者割合の減少 令和3年～令和5年 5%未満(※町民アンケートより)

【効果】

交通空白地域(山西地区及び富士見が丘・松根地区)の住民だけでなく、今後増大する高齢者などの交通弱者が、日常生活に必要な移動手段が確保できる。運行を交通結節点に接続させることで、他の公共交通機関に乗り換えるなど、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域が活性化される。割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図れる。

目標の達成状況・事業によって得られた効果

【指標】

- コミュニティバス乗車人数(令和3年10月～令和4年9月) 実績80.9人/日
- 乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者(令和3年10月～令和4年9月) 実績225人
- 外出が週1回未満の高齢者割引の減少 実績 6.3%(令和2年3月調査 ※数値更新なし)

【目標を達成できなかった要因(分析)】

- ・乗車人数は、前年度比で約12%増加しており、コロナ前(令和元年度)と比較しても約4%増加しているが、目標値には届いていない。コロナ前と比較すると中学生以下の乗車人数が大幅に減少していることが原因と思われる。
- ・手形及び回数券購入については、前年度比で約24%増加しているものの、目標値には届いていない。利用者に十分に制度が周知されていないことが原因と思われる。

【事業によって得られた効果】

- ・乗車人数・手形及び回数券購入者ともに、目標には届かないものの、増加させることができた。

アピールポイント

- 引き続き、導入している乗り支える仕組み
- ・割引手形の導入
ニーノ手形:購入者制限なし、運賃100円引き
ミーヤ手形:購入者制限あり、運賃200円引き
(対象者:75歳以上、妊産婦、未就学児の父母と祖父母)
- ・運転免許返納者に対する特典
運転免許証返納後1年以内の方は1回に限り
ニーノ手形12ヶ月券が無料(ミーヤ手形の購入条件を満たす方に限り、ニーノ手形12ヶ月券との差額3,000円を支払うことでミーヤ手12ヶ月券に変更可)

今後の改善点

- ・手形や回数券の制度の周知を含め、「地域の通いの場」における啓発を継続する。
- ・子どもに向けた啓発としては、保育園に対しコミュニティバスを遠足に利用することを引き続き提案するとともに、中学校で登下校にコミュニティバスを利用することを推奨するプリントを配布する。
- ・新たな法定の地域公共交通計画を策定するため、町民アンケートを通じた公共交通の課題把握や、施策の検討を進める。

二宮町コミュニティバスルート



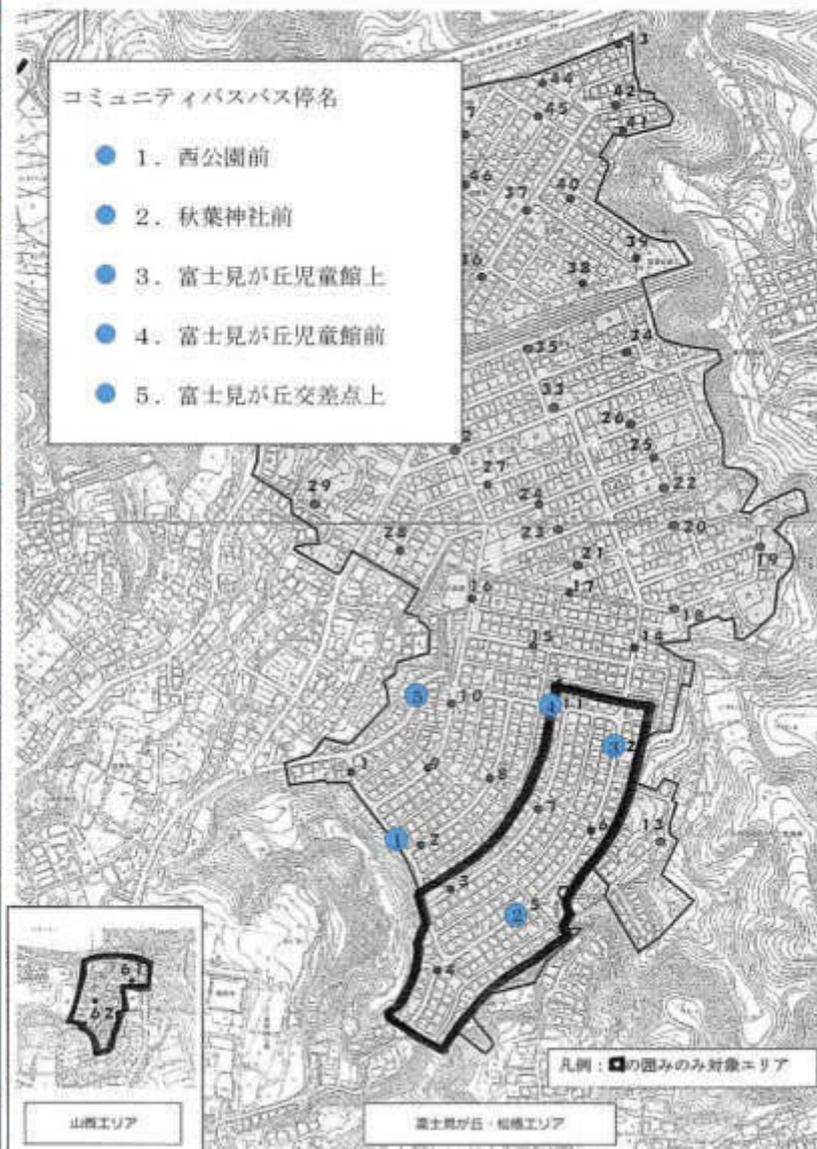
二宮町コミュニティバス運行ルート

	国地中央発【左循環】	→	(山西小学校前経由 二宮駅北口行)【朝便】
	二宮駅北口発【左循環】	←	(富士見が丘児童館前 - 山西小学校前経由)【第2便・第6便】
	二宮駅北口発【左循環】	←	(西公園前 - 神公園経由)【第4便・第5便】
	二宮駅北口発【右循環】	→	(山西小学校前 - 富士見が丘児童館前経由)【第1便・第5便】
	二宮駅北口発【右循環】	→	(神公園 - 西公園前経由)【第3便・第7便】
	二宮駅北口発【右循環】	→	(山西小学校前経由 国地中央行)【夕方便】

交通不便地域対象地域

コミュニティバスバス停名

- 1. 西公園前
- 2. 秋葉神社前
- 3. 富士見が丘児童館上
- 4. 富士見が丘児童館前
- 5. 富士見が丘交差点上



凡例：■の囲みのみ対象エリア

山西エリア

富士見が丘・松橋エリア

令和3年10月～令和4年9月 コミュニティバス運行実績

年	月	乗車人数	平均		運行日数
			1日	1便	
令和3年度	10月	1,540	73.3	8.1	21
	11月	1,588	79.4	8.8	20
	12月	1,584	79.2	8.8	20
	1月	1,365	71.8	8.0	19
	2月	1,281	71.2	7.9	18
	3月	1,658	75.4	8.4	22
	令和4年度	4月	1,582	79.1	8.8
5月		1,537	80.9	9.0	19
6月		1,940	88.2	9.8	22
7月		1,827	91.4	10.2	20
8月		1,975	89.8	10.0	22
9月		1,791	89.6	10.0	20
計		19,668	80.9	9.0	243
(参考)R2.10～R3.9		17,574	72.5	8.1	242

令和3年10月～令和4年9月 コミュニティバス手形・回数券販売実績

年	月	ニーノ手形		ミーヤ手形		免許返納分		回数券	小計
		6ヶ月	12ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	ニーノ手形 (12ヶ月)	ミーヤ手形 (12ヶ月)		
令和3年度	10月分	1			1	3		18	23
	11月分		1		3			14	18
	12月分	2	1	1	1		1	18	24
	1月分	1			2	1		16	20
	2月分				10	2	2	12	26
	3月分	1	1		2	2		16	22
	令和4年度	4月分		1		3	2	1	15
5月分					3			16	19
6月分		1			1	1		24	27
7月分		2		1	2	2		19	26
8月分		1		1				20	22
9月分		1		2	1	3		22	29
合計		10	4	5	29	20		210	278
(参考)R2.10～R3.9		7	5	1	19	16		177	225

資料6

令和4年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算書

1) 歳入

(単位：円)

款項目	令和4年度 補正後	令和4年度 補正前	比較増減	説明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	国庫補助金
2 負担金	87,000	126,000	△ 39,000	
1 負担金	87,000	126,000	△ 39,000	二宮町より
1 負担金	87,000	126,000	△ 39,000	委員出席報償費の減額に伴い減額
3 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	前年度繰越金
4 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	利子等
合計	88,000	127,000	△ 39,000	

2) 歳出

(単位：円)

款項目	令和4年度 補正後	令和4年度 補正前	比較増減	説明
1 運営費	51,000	90,000	△ 39,000	
1 事務費	51,000	90,000	△ 39,000	
1 事務費	51,000	90,000	△ 39,000	委員出席報償費
2 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	この♥バス利用促進事業
3 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
合計	88,000	127,000	△ 39,000	

資料 7

令和5年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算書

1) 歳 入

(単位：円)

款 項 目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	比較増減	説 明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	国庫補助金
2 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	二宮町より
3 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	前年度繰越金
4 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	利子等
合 計	127,000	127,000	0	

2) 歳 出

(単位：円)

款 項 目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	比較増減	説 明
1 運営費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	委員出席報償費
2 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	この♥バス利用促進事業
3 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
合 計	127,000	127,000		

令和4年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿（令和4年12月現在）

敬称略

	氏名	所属団体	区分	備考
1	志賀 道郎	二宮町政策部	1号	副会長
2	橋山 英人	神奈川中央交通株式会社	2号	
3	小嶋 光行	神奈中タクシー株式会社	3号	
4	小堤 健司	一般社団法人神奈川県バス協会	4号	
5	林 好治	一般社団法人神奈川県タクシー協会	4号	
6	小口 愛子	二宮町地区長連絡協議会	5号	監査
7	西山 一雄	二宮町ゆめクラブ連合会	5号	
8	齋藤 仁	二宮町PTA連絡協議会	5号	
9	高見 利和	一般公募	5号	
10	依田 久司	一般公募	5号	
11	三橋 裕	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局	6号	
12	石井 忠孝	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	7号	
13	川田 宗弘	神奈川県平塚土木事務所	8号	
14	最上 祐紀	神奈川県県土整備局	8号	監査
15	宮嶋 智也	二宮町都市部	8号	
16	水川 敏幸	神奈川県大磯警察署	8号	
17	吉田 忠司	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	8号	新
18	梶田 佳孝	東海大学建築都市学部土木工学科	8号	会長
19	松本 幸生	二宮町健康福祉部	8号	

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。

3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

8 第5項及び第6項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合には、委員に書面を送付し協議することをもって、会議に代えることができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「書面により提出される委員意見」とする。

9 会議は原則として公開とする。

10 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち

切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項に関して必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、政策部企画政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

二宮町附属機関等が開催する会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町町民参加活動推進条例（平成18年二宮町条例第3号。以下「条例」という。）第10条に規定する二宮町附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）が開催する会議の公開について、必要な事項を定めることで、町民に透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、行政運営の透明性の向上を図り、町民との相互信頼に基づく町政の推進に資することを目的とする。

(会議開催の周知)

第2条 附属機関等の庶務を担当する課等の長（以下「庶務担当課長」という。）は、会議を開催するに当たり、当該会議開催の概ね1週間前までに、町のホームページへの掲載その他適切な方法により、次の各号に掲げる事項を周知するものとする。ただし、予め会議を非公開で行うことを決定しているとき及び緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時
- (3) 開催の場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

(会議公開の方法等)

第3条 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うこととし、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 傍聴を認める者の定員を会議の開催場所等に応じて定めることとし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 会場入り口に受付名簿（第1号様式）を備え、傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から開始し、会議開始をもって終了する。この場合において、途中入室は認めないものとする。
- (3) 傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者を決定するものとする。ただし、受付を開始した時点で傍聴を希望する者が定員を超えている場合は、抽選により決定するものとする。
- (4) 庶務担当課長は、会議資料（二宮町情報公開条例（平成21年二宮町条例第26号。以下「情報公開条例」という。）第5条第1項各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が記載されている部分を除く。以下同じ。）を閲覧に供し、

会議終了後は回収するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を閲覧に供することができない場合については、審議事項が分かる資料の提供をもって、これに代えることができる。

- (5) 庶務担当課長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、第6条第1項に定める遵守事項を記載した「傍聴者の遵守事項」(第2号様式)を傍聴者に配布すること等により、会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

(傍聴の制限)

第4条 附属機関等は、前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者について、傍聴を制限することができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕類又は太鼓等楽器類を携帯している者。
- (3) 酒気を帯びていると認められる者。
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な行動が認められる者。

(オンライン傍聴)

第5条 Web会議システムによるオンライン開催時の傍聴(会場とオンラインを併用する会議のオンライン傍聴も含む。)は、Web会議システムへの入室のみ認めることとする。この場合において、傍聴者はWeb会議システムのカメラ及びマイクをオンにすることはできない。

2 オンライン開催時の傍聴者の定員は10人(団体等の代表者の端末で複数人が傍聴する場合は、当該団体等の代表者以外の者は定員の数に含まない。)以内とし、傍聴希望者又は傍聴希望代表者は氏名及び電子メールアドレスを庶務担当課長が定める日までに届け出るものとする。

3 傍聴者の決定方法は、第3条第3号の規定を準用することとし、傍聴者が決定したときは、庶務担当課長は傍聴者の電子メールアドレスにWeb会議システムへの入室に必要なID及びパスワードを送信するものとする。

4 Web会議システムによるオンライン傍聴時の会議資料は、庶務担当課長が定める方法により傍聴者へ提示又は提供するものとする。

5 通信回線の不具合により傍聴者に不利益が生じたとしても、附属機関等はその責を負わない。

6 庶務担当課長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、第6条第2項に定める遵守事項を記載した「オンライン傍聴者の遵守事項」(第3号様式)を傍聴者に送信することにより、会議の秩序の維持に努めなければならない。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者(オンライン傍聴者は除く。)は、傍聴席において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 発言、私語、談話、拍手等をしないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会議開始前に附属機関等の長の許可を得た者はこの限りでない。
- (5) 会議の前後においても静穏を害する行為をしないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 携帯電話及びスマートフォン等の電源を切る、又はマナーモードに設定すること。
- (8) 係員の指示に従うこと。
- (9) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

2 オンライン傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) Web会議システムによるオンライン傍聴に入室する際に表示する名前の設定については、傍聴者であることが分かるようにすること。
- (2) 傍聴用URL、ID及びパスワードの他者への転送及び他の者を代理で入室させないこと。
- (3) 会議中はマイク及びカメラをオフにし、チャットやリアクション等の機能を使用しないこと。
- (4) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等は行わないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

(傍聴者の退場又は退室)

第7条 附属機関等の長は、前条による必要な指示をしたにも関わらず、指示に従わない傍聴者を退場又は退室させることができる。

(会議資料の写しの交付に要する費用)

第8条 第3条第4号において閲覧に供された会議資料の写しの交付を受けようとする者は、情報公開条例第11条第2項により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(会議録の作成及び公表)

第9条 庶務担当課長は、附属機関等の会議終了後、速やかに会議録を作成し、町ホームページへの掲載その他適切な方法により公開するよう努めなければならない。ただし、非公開情報が記載されているものは、この限りでない。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席者

- (4) 議題
- (5) 会議内容の要旨
- (6) その他必要な事項
(会議の非公開)

第10条 附属機関等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合、条例第10条ただし書の規定に基づき公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされているとき
- (2) 非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行うとき
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき
- (4) その他会議の円滑な運営に支障があると認められるとき

2 前項の非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

3 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

4 附属機関等が会議を公開しないことを決定した場合には、その会議録についても非公開とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項は、附属機関等の長が当該会議に諮って、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

受付名簿

No.	住 所	氏 名
1		

傍聴者の方へ

- ※ 定員に限り傍聴可能です。（先着順です。）

- ※ 当日非公開と決定した場合には、傍聴することができません。

- ※ 次の各号に該当する者については、傍聴することができません。
 - (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者。
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕類又は太鼓等楽器類を携帯している者。
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者。
 - (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な行動が認められる者。

- ※ 別紙『傍聴者の遵守事項』事項に違反した場合又は係員の指示に従わない場合は、退場を命じることがあります。

傍聴者の遵守事項

- 1 傍聴者は、会議を傍聴するときには、次の事項を守ってください。
 - (1) 発言、私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (4) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会議開始前に附属機関等の長の許可を得た者はこの限りでない。
 - (5) 会議の前後においても静穏を害する行為をしないこと。
 - (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (7) 携帯電話及びスマートフォン等の電源を切る、又はマナーモードに設定すること。
 - (8) 係員の指示に従うこと。
 - (9) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

- 2 傍聴者が上記の事項に違反した場合又は係員の指示に従わない場合は、退場してもらうことがあります。

- 3 会議資料は会議後に回収させていただきますので、机上にそのまま置いてお帰りください。

なお、会議資料（非公開情報を除く）が必要な方は、会議終了後、事務局へお申し出ください。

※二宮町情報公開条例に基づき、会議資料の作成費用をご負担していただくことで、会議資料を交付させていただきます。（白黒 10円/1面、カラー20円/1面）

オンライン傍聴者の遵守事項

- 1 傍聴者は、会議をオンライン傍聴するときには、次の事項を守ってください。
 - (1) Web会議システムによるオンライン傍聴に入室する際に表示する名前の設定については、傍聴者であることが分かるよう「傍聴：〇〇（名字）」とすること。
なお、名前表示は参加者全員に共有されます。
 - (2) 傍聴用URL、ID及びパスワードの他者への転送及び他の者を代理で入室させないこと。
 - (3) 会議中はマイク及びカメラをオフにし、チャットやリアクション等の機能を使用しないこと。
 - (4) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等は行わないこと。
 - (5) 係員の指示に従うこと。
 - (6) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

- 2 傍聴者のパソコンなど機材によって対応が異なることから、ダウンロード・インストールの方法やライブ配信への接続等、Web会議システムに関する技術的な質問についてはお答えいたしかねます。

- 3 その他、会議進行を妨害するなど、秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

- 4 団体等で代表者の端末にて複数人で傍聴する場合においては、代表者が他の者に上記の事項を説明し、遵守させるよう徹底してください。

- 5 傍聴者が上記の事項に違反した場合又は係員の指示に従わない場合は、Web会議システムを退室してもらうことがあります。